

**委託契約における特命随意契約の結果について**  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和5年度外国人親子を対象とした多文化共生業務	R5. 4. 1	社会福祉法人神戸市長田区社会福祉協議会	2,960,000	区内にある10館の児童館及び3つの学童保育コーナーのうち、社会福祉法人神戸市長田区社会福祉協議会が指定管理者となっているものは、7児童館・3学童保育コーナーあり、その他の児童館及び学童保育コーナーも含めて当団体が運営支援を行う統括的立場にあること、加えて、民間含む保育所との情報共有ルートを持っており、連携が可能であることから、神戸市長田区社会福祉協議会に委託することが合理的であると判断される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	長田区地域協働課 (TEL: 内線#916-216)
令和5年度多文化交流・共生促進のための地域共生コーディネーター業務	R5. 4. 1	特定非営利活動法人エフエムわいわい	1,200,000	特定非営利活動法人エフエムわいわいは、外国人への情報発信などの知識やノウハウがあり、多文化共生の取り組みを先導している。また、長田区を拠点として活動しているため、区内の外国人をとりまく環境や特性などについて熟知しており、在住外国人や地域団体との繋がりも深い。 在住外国人と地域住民との間で生じているトラブルは深刻であり、できるだけ早期に解決する必要があるが、当団体はすでに在住外国人の地域における共生について課題意識を持ち、在住外国人を始めとする関係者との信頼関係に基づく独自のネットワークを築いているため、迅速な対応が可能である。 これらの理由から、特定非営利活動法人エフエムわいわいに委託することが合理的であると判断される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	長田区地域協働課 (TEL: 内線#916-216)